

## DV防止について考えるセミナー

【日時】11月29日(金)、午後2時～3時30分  
 【会場】まなび学園 AVルーム  
 【内容】講演「考えてみよう、DVのこと～子どもの笑顔を守るために～」(講師はDV・虐待予防研究会代表の山中多民子さん)  
 【受講料】無料  
 【申し込み方法】電話、ファクス、メールのいずれかで下記へ  
 ※ファクス、メールの場合、参加者の①氏名②電話番号③無料託児希望の有無[対象は1歳以上の未就学児。申し込みは11月21日(木)まで]を明記  
 【問い合わせ・申し込み】本館地域づくり課(☎24-2111内線420 ☎22-6995 ✉kyodo-danjo@city.hanamaki.iwate.jp)

### ■DVに含まれる行為(表1)

種類	内容
身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げる、突き飛ばす、首を絞めるなど
精神的暴力	大声で怒鳴る、ののしりばかにする、脅迫する、無視するなど
性的暴力	性行為の強要、避妊に協力しない、中絶の強要など
経済的暴力	生活費を渡さない・使わせない、借金を強要する、働きに出ることを禁止するなど
社会的暴力	自由に外出させない、交友関係を制限するなど

■DVが与える子どもへの悪影響  
 DVは、子どもにも計り知れない影響を与えます。暴力を目撃することで、情緒不安定などの症状や不登

■知っていますか？デートDV  
 DVは大人だけでなく、交際中の若い人たちの間でも起きています。交際相手から振られる暴力を「デートDV」と言います。デートDVによる被害も、身体的暴力のほか、相手を思い通りに支配したり束縛したりしようとする態度や行為が含まれます。

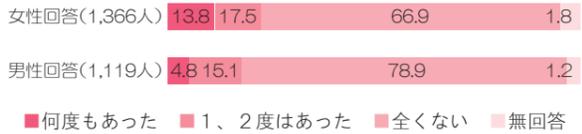
■DVに関する相談機関(表2)  
 DV相談ナビ(内閣府)  
 ※発信場所から最寄りの相談機関の窓口に自動転送されます ☎0570-0-55210  
 市役所婦人相談窓口(新館地域福祉課)  
 ※「児童家庭係につないでください」とお伝えください ☎24-2111  
 配偶者暴力相談支援センター(県南広域振興局花巻保健福祉環境センター)  
 ☎22-4921  
 岩手県男女共同参画センター  
 ☎019-606-1762

DVは、どんな理由であろうと許されるものではありません。「DVを許さない」という姿勢を社会全体で示していきましょう。

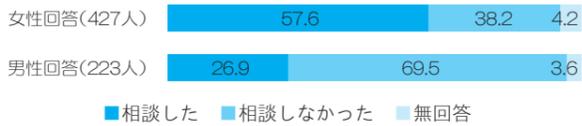
■市の取り組みは  
 市婦人相談窓口を設置しているほか、市内学校向け「デートDV予防講座」の開催支援や「DV防止について考えるセミナー」などを行っています。  
 本年度の同セミナーは、DV・虐待予防研究会代表の山中多民子さんを講師にお迎えして開催します。

校・家出などの行動が現れる場合もあります。また、子どもの面前でDVを見せることは、子どもへの「心理的虐待」となります。  
 \*DVの影響を受けた子どもの行動例  
 ▽子ども自身に向かう行動…自傷行為、ひきこもりなど  
 ▽他の人に向かう行動…デートDV、犯罪など  
 ▽家族に向かう行動…家庭内暴力、高齢者虐待など  
 こうした負の連鎖は、暴力のある環境で育ち、適切な対応がなされない場合に起こります。

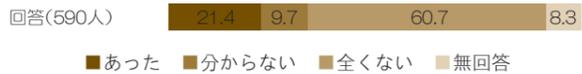
### 配偶者からのDV被害経験(単位%)



### 配偶者から被害を受けたことの相談の有無(単位%)



### 子どもの被害経験(単位%)



●出典「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成30年3月、内閣府男女共同参画局)



## 配偶者やパートナーからの暴力に悩んでいませんか？

～一人で抱え込まず、まずは相談を～

DVは重大な人権侵害です。DVは、男女どちらも被害者になる可能性があります。多くの場合、女性が被害者です。背景には「妻は夫に従うもの」という社会的通念や、男女の経済格差など、個人の問題として片付けられない社会的な問題が関係しています。11月12日～25日は『女性に対する暴力をなくす運動期間』です。この機会にDVについて考えてみませんか。  
 【問い合わせ】本館地域づくり課(☎24-2111内線420)



女性に対する暴力根絶のシンボル「パープルーリボン」を着けたフラワーロールちゃん

■ドメスティック・バイオレンス(DV)とは？  
 配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった人から受ける暴力を「ドメスティック・バイオレンス(DV)」と言います。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力のほか、精神的暴力、社会的暴力など、さまざまな形態があります(左ページ表1参照)。DVの多くは複数の暴力が重なって起こり、何度も繰り返されるといふ特徴があります。  
 ■DV加害者の特徴  
 DV加害者は、相手を思い通りにすることが当たり前だと考えていて、DVはそのための手段として用いられます。DVには、次のようなサイクルがあります。  
 ●緊張期(張り詰めた時期)：DV加害者の緊張が高まり、いつ爆発するか分からない状態  
 ●爆発期(暴力が起る時期)：感情的な緊張が限界に達して怒りが爆発し、暴力を振るう  
 ●ハネムーン期(優しくなる時期)：暴力を振るったことをわび、もう暴力を振るわないと誓ったり、プレゼントで埋め合わせたり、

りしようとする  
 ■あなたは悪くありません  
 一人で悩まずに相談しましょう  
 DV被害を受けていても「暴力を受けるのは自分が悪い」「本当は優しい人のはずだ」と考え、一人で悩みを抱え込んでいませんか。どんな暴力であっても、暴力は振るう方が悪いのです。あなたが悪いわけではありません。家庭内のDVを外部に相談するのは、とても勇気のいることです。しかし、暴力を受け続けることで、自分自身や子どもが取り返しのつかない心身の傷を負うかもしれないかもしれません。自分や子どもの将来のために、一人で悩まず、まずは相談してください。  
 ■相談 専門機関では  
 どのような支援をしているの？  
 相談機関(左ページ表2)では、相談員が悩み事を聞いた上で、一緒に問題点を整理。必要に応じて専門の相談機関につなげるなど、解決するために支援します。相談は無料で、秘密は守られます。  
 ■DV被害の現状  
 平成29年に内閣府が実施した調